

第2期川島町子ども子育て支援事業計画について

1. 業務の目的

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。

現在、川島町では平成27年度からの5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画をもとに事業を展開しているところであるが、この事業計画が平成31年度に終了することに伴い、改めて子育てニーズの動向分析等を行い、町の現状と課題を整理し、平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とした第2期川島町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の法的根拠

(子ども・子育て支援法)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 業務内容

○ニーズ調査（アンケートの実施）

【調査対象者及び標本数】

- ① 未就学児童の保護者 約600票
- ② 小学生児童の保護者 約450票

○目標量の設定、団体ヒアリング調査、事業計画策定

4. 策定スケジュール（予定）

| | |
|-------------|-----------------------|
| 平成31年5月～6月 | ニーズ調査票の作成及び確定 |
| 平成31年7月 | ニーズ調査の実施 |
| 平成31年8月 | ニーズ調査結果の集計及び分析、現計画の評価 |
| 平成31年9月～12月 | 計画素案作成 |
| 平成31年12月 | パブリックコメント実施 |
| 平成32年1月 | 計画最終案作成 |
| 平成32年3月 | 計画策定・公表 |

※随時、川島町子ども・子育て会議で審議させていただく予定です。

(平成31年度は5回会議を実施予定)